

危険運転と酒酔い運転の要件が一部変わります(令和8年7月21日施行)

自動車運転死傷処罰法(危険運転致死傷罪)

飲酒運転

現行

…アルコールの影響により
正常な運転が困難な状態で自動車を運転する行為

改正後(要件の明確化)

現行の要件に加え、「血液1mlにつき、1mg以上のアルコール
又は呼気1ℓにつき、0.5mg以上のアルコールを身体に保有」と明確化

- ・人を負傷させた場合・・・15年以下の拘禁刑
(点数・・・45～55点、免許取消し)
- ・人を死亡させた場合・・・1年以上の有期拘禁刑
(点数・・・62点、免許取消し)



高速度運転

改正(追加)

最高速度が60km/h以下の道路 → 50km/h 超過
最高速度が60km/hを超える道路 → 60km/h 超過※
で自動車を運転する行為

※その他道路及び交通状況に応じて重大な交通の危険を回避することが
著しく困難な高速度で自動車を運転する行為も対象

- ・人を負傷させた場合・・・15年以下の拘禁刑
(点数・・・45～55点、免許取消し)
- ・人を死亡させた場合・・・1年以上の有期拘禁刑
(点数・・・62点、免許取消し)



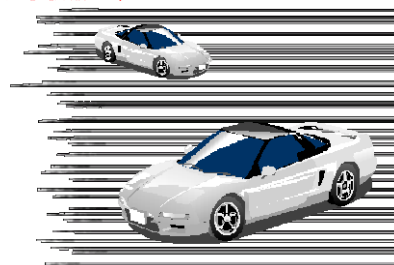
ドリフト走行

改正(追加)

殊更にタイヤを滑らせ、又は浮かせること※
により進行を制御することが困難な状態にさせて
自動車を走行させる行為が追加

※いわゆる「ドリフト走行」や「ウィリー走行」をいう

- ・人を負傷させた場合・・・15年以下の拘禁刑
(点数・・・45～55点、免許取消し)
- ・人を死亡させた場合・・・1年以上の有期拘禁刑
(点数・・・62点、免許取消し)



酒酔い運転

現行

…「アルコールの影響により正常な運転ができない
おそれのある状態」で車両を運転

改正後(要件の明確化)

現行の要件に加え、「血液1mlにつき、1mg以上のアルコール
又は呼気1ℓにつき、0.5mg以上のアルコールを身体に保有」と明確化

- ・5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
(点数・・・35点、免許取消し)



危険運転や飲酒運転は厳しく処罰されます！絶対にやめましょう！